

まちづくり交付金
運用マニュアル
(令和6年8月改訂)

桑名市 地域コミュニティ課

交付金の目的

地域によって異なる課題に対応するための事業や特色ある取組を進めていくため、地域が自ら交付金の用途を決定し、住民主体によるまちづくり活動が展開されるよう支援します。

関係例規

- ・ 桑名市まちづくり協議会条例（令和2年桑名市条例第50号）
- ・ 桑名市まちづくり協議会条例施行規則（令和3年桑名市規則第17号）
- ・ 桑名市まちづくり交付金交付規則（令和3年桑名市規則第47号）

補助対象団体（交付金交付規則第3条）

前年度までに市にまちづくり協議会として認定された団体

交付金の対象となる事業（協議会条例施行規則第5条）

事業名	内容
(1) 地域の魅力度を高める事業	地域の広報、情報の発信その他これらに準ずる事業
(2) 地域の解決力を高める事業	子育て支援、学習支援、高齢者支援、防犯活動、防災活動その他の地域の課題に対する事業
(3) 地域の愛着度を高める事業	地域の歴史、伝統及び文化の継承、地域資源の活用、多世代交流その他これらに準ずる事業

事業計画は、地域住民や地域団体等と連携し、まちづくり協議会内でよく話し合っ
て計画してください。

交付対象経費から除外するもの（交付金交付規則第6条・協議会条例施行規則第5条第2項）

- (1) 特定の個人の利益になる事業に要する経費
- (2) 公序良俗に反する事業に要する経費
- (3) その他交付対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費
（宗教的、政治的活動など）

交付金の算定について（交付金交付規則第7条～8条）

均等割額（一律）＋人口割額（地区ごとに算定）

※ 1,000円未満の端数は切り捨て

算定基礎	
均等割額	99万円（まちづくり協議会設立準備補助金の交付上限額）
人口割額	予算全体額から均等割額を引いた残りの額を、前年度の9月30日現在の各地区の人口で按分



交付申請について（交付金交付規則第9条）

交付金の申請は、事業計画書（事業別：様式第3号）に基づいて、該当年度の7月末を目処にお願いします。

事業計画のない予備費の申請は出来ません。

また、交付上限額を超える申請はできませんのでご注意ください。

ただし、昨年度から交付金の繰越が発生している場合は、繰越額を加算した金額で事業計画を立てていただきますようお願いいたします。また、繰越した交付金は、他の収入よりも優先して事業に充ててください。

当初申請時に、交付上限額に満たない場合、年度内に事業の追加があれば、交付金事業計画変更承認申請書（様式第6号）を提出してください。

年度内に交付金の上限額まで申請をされなかった場合、翌年度に未申請分を上乗せして交付申請を行うことはできません。

変更交付申請について（交付金交付規則第15条）

年度内に事業の中止・追加があれば、交付金事業計画変更承認申請書（様式第6号）を提出してください。

収支予算書と事業計画書（事業別：様式第3号）は、変更前と変更後が分かるように作成してください。

交付金の積立・繰越について（交付金交付規則第20条～21条・第14条）

交付金の積立は、将来において実施する事業の財源を計画的に確保するため行うものです。積立を行う場合は、事業計画書（事業別：様式第3号）の提出が必要です。

積立額の上限は、交付された年度の交付金額の2分の1以内です。

交付金の繰越は、各会計年度においてやむを得ない事情等により決算上剰余金を生じた時、翌年度に繰り越すことができます

多額の繰越金が出た場合などは、調査及び指導を行うことがあります。

実績報告について（交付金交付規則第 17 条）

事業完了後は、翌年度の 4 月末日までに実績報告書を提出してください。

経理について（交付金交付規則第 22 条）

交付対象事業の経理については、交付対象事業以外の経理と明確に区分し、収支状況を会計帳簿によって明らかにしておいてください。

出納簿は 4 月～翌 3 月までを会計年度とし、領収書ごとに記入し、事業ごとに整理をしておいてください。

また、決算時は交付金分の繰越額が分かるよう、決算書の作成をお願いします。

会計帳簿及び収支に関する証拠書類並びに交付対象事業の遂行状況を、事業完了年度の翌年度から 10 年間保管してください。

（例：令和 6 年度分については、令和 1 7 年度まで保管）

情報公開について（交付金交付規則第 23 条）

まちづくり協議会が保有する文書等の公開は、桑名市情報公開条例（平成 29 年桑名市条例 1 号）を準用します。

開示請求があったときは、速やかに応じていただきますようお願いいたします。

役員報酬について（5 ページ、主な予算費目）

交付金を役員報酬にあてていただくことも可能です。

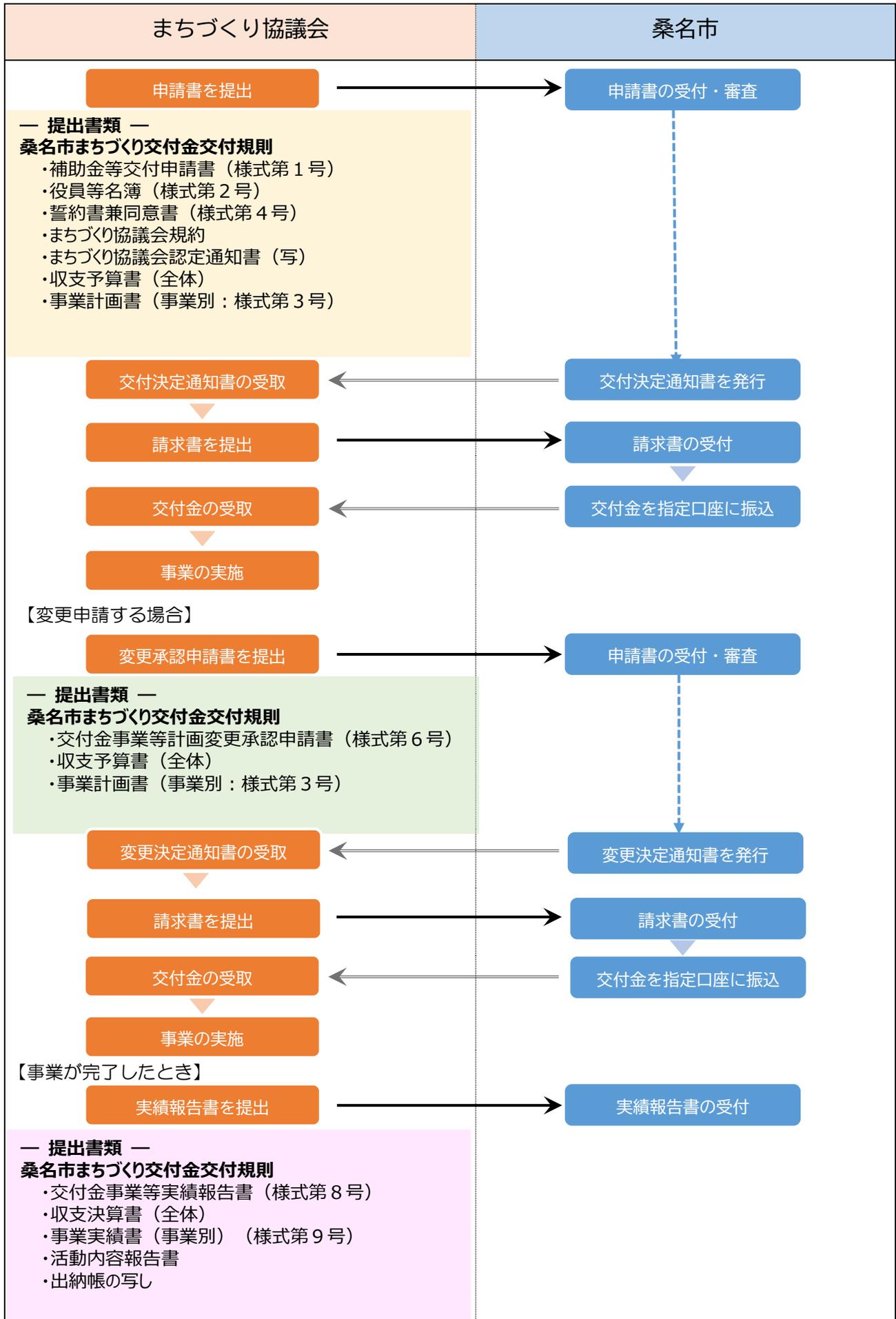
交付金は「公金」ですので、執行にあたっては「公平性」「効率性」「透明性」の観点から、執行の必要性や金額について十分に検討してください。

主な予算費目

対象費目	対象経費
1. 報償費	謝礼金（講師・専門家、出演者等）
2. 報酬費	役員報酬等
3. 賃金	給与（事務員等）
4. 旅費	先進地視察等に係る交通費
5. 交際費	視察先への手土産
6. 需用費	印刷製本費（チラシ・広報誌・ポスター・計画書・報告書等） 消耗品費（事務用品、資材、啓発物品、啓発看板等） 食材費、食糧費 燃料費（借用車両の燃料代等） 光熱水費（電気料金、水道料金等） 修繕料（活動拠点の施設修繕料、備品修繕料）
7. 役務費	通信運搬費（郵便料、インターネット回線通信費等） 保険料（イベント保険料等） 手数料（振込手数料等） クリーニング代（スタッフジャンパー等）
8. 使用料及び賃借料	会場使用料 バス等の車両賃借料 有料道路通行料、駐車料金 器材等のリース代
9. 備品購入費	活動拠点や事業等で使用する一般備品
10. 委託料	委託料（専門性の高い業務を委託するもの） 例：高木の剪定、盆踊りのやぐらの設置等
11. 負担金	地域内で実施される事業に対する負担金のうち、その使途が適切であると認められるもの 例) いくつかの団体にまたがる事業、モデル的に実施する事業など

予算費目が不明な場合は、地域コミュニティ課までご相談ください。

交付金申請の流れ



収支予算書・決算書（全体）の記載例

令和〇年度 〇〇まちづくり協議会 収支予算（案）				記載例
【収入の部】				単位：円
項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
1. 交付金				均等割：990,000円
まちづくり交付金			0	人口割：000,000円
2. 協賛金				〇〇地区自治会連合会
協力団体協賛金			0	000,000円
3. 雑入				預金利子
雑入			0	参加者負担金
4. 繰越金				前年度繰越金
繰越金	275,000		275,000	(交付金分：50,000円)
合 計	275,000	0	275,000	
【支出の部】				単位：円
項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
1. 事務費	0	0	0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
2. 事業費	0	0	0	
事業1（〇〇〇事業）	0	0	0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
事業2（〇〇〇事業）	0	0	0	
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
事業3（〇〇〇事業）	0	0	0	
			0	
			0	
			0	
			0	
合 計	0	0	0	
各項目において不足が生じた場合は、他の項目から流用が出来る				
令和〇年〇月〇日			〇〇まちづくり協議会	
			会 長 〇〇 〇〇	

令和〇年度 〇〇まちづくり協議会 決算書					記載例
【令和〇年4月1日～令和〇年3月31日】					
【収入の部】					単位：円
項 目	予算額	決算額	増減額	備 考	
1. 交付金	1,500,000	1,500,000	0	均等割：990,000円	
まちづくり交付金				人口割：510,000円	
2. 協賛金	100,000	100,000	0	〇〇地区自治会連合会	
協力団体協賛金				100,000円	
3. 雑入	30,000	25,000	△ 5,000	預金利子	
雑入				視察研修参加負担金	
4. 繰越金	100,000	100,000	0	前年度繰越金	
繰越金					
合 計	1,730,000	1,725,000	△ 5,000		
【支出の部】					単位：円
項 目	予算額	決算額	増減額	備 考	
1. 事務費	0	0	0		
				0	事務員給与
				0	役員出張旅費
				0	消耗品、会議用お茶
				0	郵便代、ネット回線料
				0	パソコン
2. 事業費	0	0	0		
事業1 (〇〇〇事業)	0	0	0		
				0	講師謝礼
				0	簿スター代
				0	イベント保険料
				0	会場使用料
				0	やぐら設置費
事業2 (〇〇〇事業)	0	0	0		
				0	
				0	
事業3 (〇〇〇事業)	0	0	0		
				0	
				0	
				0	
合 計	0	0	0		
【例】					
収入決算額		支出決算額		繰越額	内交付金分
1,725,000	－	1,450,000	=	275,000	50,000
令和〇年〇月〇日					
				〇〇まちづくり協議会	
				会長 〇〇 〇〇	
監 事	〇〇 〇〇				
	〇〇 〇〇				

